

長崎県障害児教育史研究 (第Ⅵ報)

— 戦前の長崎市における知的障害・病弱教育を中心に —

平 田 勝 政

A Study on History of Education for Children with Disabilities in Nagasaki Prefecture (6)

Katsumasa HIRATA

1. はじめに

本研究は、戦前の長崎県盲・聾教育を解明してきた第Ⅰ～Ⅴ報に続き、同じく長崎という「地域」に視点をあてて、戦前の長崎県における知的障害児・病弱児教育の成立・展開過程を、長崎市の「特別学級」に注目して解明しようとするものである。

先行研究としては、知的障害関係では増田史郎亮氏の研究が重要な手がかりを提供してくれているが、明治期の記述が皆無で大正期(1920年代)についても未解明な部分を多く残している¹⁾。病弱教育関係では、吉村寿美喜氏の研究が長崎県病弱教育史の戦前・戦後を通史的に把握しようと先駆的な試みをしているが、戦前の病弱児のための「特別学級」の設置とその教育に関する言及はほとんどなされていない²⁾。

本研究は、上記先行研究の不十分さを多少とも克服して、長崎県における戦前の知的障害教育と病弱教育の両分野に関する地域史研究を一步前進させようとするものである。

2. 戦前の長崎県における「特別学級」教育の成立・展開過程の時期区分と特徴

戦前の長崎県における「特別学級」を中心に展開された知的障害・病弱関係の教育は、目下のところ下記の3期に時期区分して、各期を特徴づけることができる。

①第1期：1900～1910年代の時期で、明治30年代中頃から同40年代にかけて「劣等児」「低能児」問題が長崎県でも顕在化するが、結局「特別学級」の設置には至らず、「劣等児救済法」により問題の解決をしていった時期(＝「特別学級」成立前史)。

②第2期：1920年代を中心とする大正デモクラシーの時期で、県内の都市部の小学校を中心に知的障害関係の「特別学級」が開設され、大正新教育の衰退と昭和恐慌による財政難等で1920年代末にほとんど廃級となっていく時期。

③第3期：1930年代以降、長崎市や佐世保市の小学校を中心に「特別学級」(＝主に身体虚弱児の養護学級)が開設され、佐世保空襲(1945.6.28～29)や長崎原爆(1945.8.9)の戦争被害で崩壊させられていく時期。また、この第3期には、西島長作(奈留小学校訓導)による『実験的研究に依る遅滞児教育の実際』(全386頁、1937年)が謄写版であるが出版され、戦前の長崎県では唯一といえる実践研究書が残されている。

以下では、通史的な記述が可能な長崎市を中心に、第1期・第2期が知的障害教育関係、第3期が病弱教育関係の「特別学級」の成立・展開過程を解明し、今後のさらなる研究への手がかりを得ようとするものである。

3. 明治30年代後半～40年代における「劣等児」「低能児」問題の顕在化とその救済

明治30年代後半から同40年代にかけて、義務教育の普及（就学率の向上）に伴い全国の小学校で「劣等児」「低能児」と呼称される学業不振児問題（原級留置・落第問題）が課程主義の下で顕在化する。長崎県でも同様の問題が顕在化し、その対応に教育的関心が高まっていた。1903（明治36）年3月発行の「長崎県教育雑誌」第128号には、「長崎県西彼杵郡長崎小学校」（＝現在校不明）の「劣等児童取扱規程」が掲載されている。その規程は、下記のとおりである。

◎劣等児取扱規程

1. 各学級に劣等児童名簿を編製する事
2. 名簿には左の事項を記入する事
 - ①児童氏名 ②生年月日 ③住所 ④保護者氏名 ⑤保護者との関係
 - ⑥其職業 ⑦貧富等差 ⑧両親の有無、其年齢 ⑨身体検査の結果（四月十月共）
 - ⑩全年齢者平均との比較 ⑪成績査定及操行 ⑫特に劣等の学科目 ⑬特別に教授したる日誌
3. 丈順によらず教師の手許近くに置くこと
4. 教師は常に劣等児童を懇切に取扱ひ児童をして識らず識らず教師に親近せしむべし
5. 身体健康の度に随ひ可成運動遊戯を奨むべし
6. 教授の際機会あらば必ず卑近になる問を以て一の答をなさしむるに注意し漸次学科に対する興味を煥發すべし
7. 復習の順序を示し一歩々々に了得せしむべし
8. 自暴自棄の念を起さしめざる様注意すべし
9. 家庭の合力を得て共に其の児童の教育に力を施すべし

この規程は注目されて、当時の全国的な教育雑誌「日本之小学教師」第54号（明治36年6月）に紹介・再掲されている。この規程の登場は全国的に見ても先駆的位置を占めており、規程としてもよくまとまっている。

以後、長崎県内の教師による「劣等児」教育実践が、明治40年を前後して「長崎県教育雑誌」に下記のように続々発表されていった。

- ①小野伊助（長崎市飽ノ浦小）「劣等生取扱に就きての実験」第159、160号（明治38年）
- ②大宮留次郎（西彼杵郡川原村野母小）「劣等生に対する実験」第163、165号（明治39年）
- ③早田隆治（西彼杵郡矢上小）「劣等児童研究」第202号（明治42年）
- ④江頭寛次郎（南松浦郡久賀小）「劣等児救済に関する研究」第203号（明治42年）

上記①②③が現在の長崎市に関係し、その中でも①の小野伊助訓導は、3年後にも全国雑誌の「日本之小学教師」第110号（明治41年）に「劣等児童取扱方案及び実績」と題して実践研究の成果を発表しており、その継続性が注目される。

このような明治40年前後の「劣等児」救済法に関する実践研究の隆盛期に、義務教育年限の6年延長を受けて文部省訓令第六号（明治40年4月）が出され、周知のように師範附属小学校への「特別学級」の設置が勸奨された。この訓令を受けて、九州では、福岡県女子師範附小に「特別学級」（担任・友納友次郎）が1908（明治41）年に開設（数年後に廃

止)されたが、長崎師範附属小には「特別学級」は設置されなかった。その点に関係して、美島近一郎（長崎県師範学校教諭）は、次のように述べている。

「義務教育の任に当たる者は落第を以て大なる恥辱と思はねばならん。故に先天的の落第する如き児童多き時は最善の努力を以て個別指導を成さねばならん。特別学級を設くとよい、との説を為す者も有るが全然賛成出来ない。何となれば特別学級に編入せられた者は之れが為自暴自棄する者多い。(中略)一学校内に劣等生の為めに一学級を設けて之れに低能なる暗示を与えて自暴自棄せしむるが如き賛成の出来ない方法である。」³⁾

学業不振による落第問題は、長崎県（長崎市）でも確かに顕在化していたが、この美島の見解に代表される考え方が有力であったため、「特別学級」設置による問題の解決ではなく、個別指導等による「劣等児」救済という解決の道が選択されていったといえる。

4. 大正デモクラシー期の長崎県における知的障害教育—長崎市の特別学級を中心に—

(1) 長崎市における「特別学級」の成立背景

1920年代における知的障害関係の「特別学級」設置の動きは、大正デモクラシー（大正新教育）の高揚を背景に、文部省普通学務局第四課（＝社会教育課）が開催した就学児童保護施設講習会（1920年9月）や低能児教育講習会（1922年7月）等により東京市・大阪市・京都市等の都市小学校を中心に全国的規模で設置されていく⁴⁾。

長崎市もそのような動向の影響を受けて、1924（大正13）年2月に長崎市教育会の内部に「特殊児童教育調査会」を設置し、「特殊児童の教育に関して適切なる方法を調査」することに着手した⁵⁾。長崎市教育会は、1924年2月12日の幹事会で来る3月1～3日開催の第8回大都市聯合教育会（長崎市は初参加で、計11大都市となる）に派遣する代議員と提出議案を検討し、議案の一つに「都市に於ける特殊児童の教育に関して適切なる施設方法如何」を提出することを決定した⁶⁾。

この第8回大都市聯合教育会開催直前の2月末に文部省は「特殊児童の保護教養振興方策」を樹立するための調査委員会を設置し、「精神薄弱児の教養には特別学級の編成、担当教員の養成、職業教育を受け自活力を養成すること」等を方針として努力することを明らかにした⁷⁾。

(2) 佐古小学校における「特別学級」の開設と実践

このような中央の特殊教育政策や大都市聯合教育会の動きと連動しながら、長崎市の特殊児童教育調査会は調査活動を続け、1925（大正14）年に入り、長崎市佐古小学校（校長・市川庄次郎）の川口三之助訓導を、「特殊児童教授法研究の為（中略）東京高師他へ出張」⁸⁾させた。川口が帰崎（1925.4.16）して翌5月中旬、「同校の二年より四年に至特殊児童に対し保護者の同意を得て…授業を試験的に開始することとなった」⁹⁾。ここに長崎市最初の「特別学級」が佐古小学校に開設された。佐古小の実践は、市川庄次郎校長によって「特殊児童教育施設状況」と題して『学校衛生』第6巻第4～7号（1926年）に連載された。また文部省発行（1927年）の『全国特殊教育状況』（社会教育叢書第15輯）でも全体（全134頁）の4分の1が佐古小の特別学級の紹介にあてられており、その学級経営と実践は全国に知られ注目された。市川は、「特殊教育の根本要件は第一に教師の愛であり、第二は教師が児童を信ずることであり、第三は教師が児童を敬することである」¹⁰⁾と述べている。また修身、読方、書方、算術、体操の時間を減らして、図画や手工の時間を増やすなど、

児童の個性（教育的必要）に応じて時間割を変更・調整していた。

(3) 勝山小学校の「啓達学級」

佐古小に次いで、翌1926年9月には、長崎市立勝山小学校（現・桜町小学校）に「学力遅滞児、精神薄弱児又は性格不良児なる特殊児童の促進教育を施す」ために「啓達学級」が設置されていった。担任は、主任訓導の清水佐生（後に城山小学校の校長となり、長崎原爆で死去）で、その学級経営の方針と実践の成果の一端は「特殊児童、学力遅滞やら精神薄弱者へ新教育を施す勝山校」との見出しで、「長崎新聞」（1926.9.22～23）に掲載された。同新聞は、清水訓導が語った「啓達学級特設理由」を、次のように報じている。

「学力遅滞児、精神薄弱児又は性格不良児なる特殊児童の促進教育に関しては、之を国家社会上より見ても、教育上より見ても、将又宗教上人道より見ても極めて緊要であることは（中略）申すまでもない。唯経済上の関係よりして特設し難き状態にあるのみである。今回我校は市当局了解の下に其所期の目的に到達せんと研究努力しつつあるのである。（中略）ジョストン氏の言の如く『特殊教育は正常教育のよき研究である。私共は正常教育に於て気づかない教授方法の欠陥又は方法上の精細なる研究は此の特殊教育に依って教へられる処が甚だ多い。即ち特殊教育は所謂特殊教育であって一般普通教育の内容をなすべきもので全く一般教育問題の解決を目的としてのみ意義がある』といているが、我校の特殊（教育一筆者注）の一部の目的もここにある。斯の如く児童其者を救済せんとする方面と共に教育上の方法にも意義あらしめんとして特設したもので、之に依りて普通教育の充実発展を期したいのであります。」¹¹⁾

この注目すべき佐古・勝山両校の「特別学級」実践は、大正デモクラシーが終焉に向う中で、さらに昭和恐慌の影響もあって、佐古小が1929（昭和4）年、勝山小が翌1930（昭和5）年に廃止され、短命に終わった。

5. 昭和戦前期における長崎県の病弱教育—長崎市の養護学級を中心に—

(1) 1930年代における長崎市の病弱教育

1930年代に入ると、1929年の昭和恐慌による財政難の影響と満州事変以降の軍国主義の台頭により知的障害「特別学級」（＝補助学級）は全国的に減少の一途をたどるが、逆に軍部の台頭による体位向上要求（→健兵健民政策）が強まっていく中で身体虚弱児童のための「特別学級」（＝養護学級）が設置・普及していく。

長崎市では、昭和10年度より佐古小学校に養護学級が設置されている。昭和10年度は、第1学年と第2学年に各1学級、計2学級が特設され、翌11年度は新入生児童220名中、93名が虚弱者として特別な養護が必要であると認定している。佐古小で養護学級を編成するための虚弱児童の選定基準（認定標準）としては、①栄養・発育ともに不良である者、②慢性病を有する虚弱者、③先天的に体質が虚弱な者、④腺病質及び貧血症、心音不純等の体質者、⑤尙俛病ならびに尙俛病体質の者、⑥呼吸器病患に罹り易き者、⑦神経性体質、無力性体質の者、⑧その他、骨格薄弱なる虚弱者、があげられている¹²⁾。

佐古小養護学級の経営とその実践は、高く評価されて1936（昭和11）年11月に文部大臣（学校衛生表彰会長）から表彰され¹³⁾、その表彰を背景に12月には長崎市教育会の昭和12年度事業として「養護学校建設」を市に申請している。その「養護学校は、市内虚弱児童を収容、健康回復を図るため北高来郡江之浦村に建設」というものであった¹⁴⁾。

佐古小と同様の養護学級は、同時期の西坂小学校にも設置されていた。西坂小では、昭和9年11月に全校児童（1146名）を対象に脊柱異常（脊柱彎曲）を調査し、脊柱異常の原因究明とその矯正指導に力を入れていた¹⁵⁾。

日中戦争突入後も佐古小・西坂小の養護学級実践は展開され、昭和12年9月の長崎日日新聞（1937.9.3付、3面）で、両小学校は「養護学級を設けて好成績を示している」と報道され、「虚弱児童の為、養護学園が欲しい」との現場の要望も伝えている。佐古小の実践は、同年の長崎市教育研究会（1937.11.19開催）で、矯正体操の実際とともに研究発表され¹⁶⁾、西坂小の実践は、1938（昭和13）年11月に「学校衛生に関する施設経営の研究」が「優秀」であるとして、文部省内の財団法人帝国学校衛生会から奨励金を交付されている¹⁷⁾。

（2）1940年代前半の長崎市病弱教育—国民学校令と養護学級・養護学校—

1930年代の身体虚弱児を主対象に設置された養護学級は、1941（昭和16）年制定の国民学校令により「精神薄弱」等の特別学級を包含する広義の養護学級・学校に統合・再編されていった。すなわち、国民学校令施行規則の第53条は、「国民学校ニ於テハ身体虚弱、精神薄弱其心身ニ異常アル児童ニシテ特別養護ノ必要アリト認ムルモノノ為ニ学級又ハ学校ヲ編制スルコトヲ得」とし、さらに53条を受けた文部省令は「身体虚弱、精神薄弱、弱視、難聴、吃音、肢体不自由等ノ別」に「養護学級又ハ養護学校」（1学級の児童数30人以下）を編制すべきことを規定した。

太平洋戦争突入後の1942（昭和17）年公表の長崎市学務課「長崎市夏季養護学園施設概要報告」¹⁸⁾は、冒頭で次のように述べている。

「日本国民が東亜の盟主として諸民族を指導し、以て大東亜共栄圏を確立するためには相当の長年月を要する（中略）。聖戦が長期に亘ればわたるほど、皇国の使命完遂の重責を荷ふべき次代の国民、即ち現在の小国民に期待するところは甚だ大きい。然るに今次の戦において、日本国民は軍の要求するだけの体力を有していたであろうか。（中略）軍人が戦に出て何が一番辛いかといへば、敵陣に向って突撃するよりも、行軍が一番苦しいといふ。其の苦しみにも耐え忍ぶことの出来る強靱な体力を作っておくことは、現在並びに将来にとって最も急務である。」

このような「時勢の要求」に応じて国民学校は、「強靱なる心身を鍛錬し、以て皇国民の基礎的錬成の目的達成に努めている」が、「鍛錬も子供の体質に応じて施すべきで…、弱い子供は鍛錬するよりも、むしろ養護を加へなければならない」との考えから、健康児を含まない「所謂虚弱児と称せらるる児童のみを收容して、適切なる指導を施し、その健康を増進すること」を目的とする施設の実現めざして、「本年度初めて夏季養護学園の開設を見るに至った」という。

開園に至るまでの準備過程で、中心的役割を果たしたのは明治・大正期に特殊教育に従事した経験のある早田隆次（勝山国民学校長）、清水佐生（佐古国民学校長）、馬場虎記（西坂国民学校長）と長崎市視学・同学校衛生技師等であり、協議の末、養護学園の経営（＝園長）は馬場校長に委嘱され、その日程・内容等は次のように決定された。

1. 主催：長崎市学務課
2. 期日：昭和17年7月23日（開園式）より8月5日（閉園式）までの2週間
3. 場所：市内戸町国民学校蓑上校舎

4. 人員：初等科5・6学年児童約百名。市内各学校より申込まれた希望者（209名）の中から、再検査して決定（選考結果104名、実際の入園者99名）。
5. 職員：馬場園長、指導員4名（勝山、西坂、新興善、戸町の各国民学校訓導）、給食主任1名（西坂校）、衛生主任1名（市学校衛生技師）、看護婦2名（西浦上校、城山校の学校養護婦）、その他雇入の炊事婦2名、小使1名

期間中の行事表の主な内容は、①自由学習（昆虫採集、講話、自然観察、慰問文発送、家庭への便り）、②測定（体重測定、検温等）、③園外運動（水泳、川遊び、海水浴、登山など）、④夜の行事（童話、映画、紙芝居、座談会、学芸会など）であった。

夏季養護学園2週間の効果としては、①食欲の増進、②体重の増加、③皮膚が小麦色（健康色）に変化、④生活の更新（規則正しい生活の確立、偏食の矯正など）である。

以上の成果を受けて、この夏季養護学園を「常設的なものとなし、市内の虚弱児を相当長期にわたって指導養護することができたら、児童の体位向上に貢献すること大なるものがある」とし、「独立の養護学校にまで進展せしめたい」という展望も示されていた。

1944（昭和19）年4月24日には、文部省令第25号で国民学校における養護学級又は養護学校の一学級の児童数の臨時特例が設けられ、1学級の児童数30人以下という制限が戦時非常措置として撤廃された。同時に文部省令第26号で「中学校及高等女学校ノ養護学級ノ編制ニ関スル規程」が制定公布され、中学校・高等女学校にも養護学級が「身体虚弱・肢体不自由等ノ別」に編制（1学級の生徒数30人以下）することができるとした。

この省令は、養護学級の設置が国民学校だけでなく、すでに中学校・高等女学校に及んでいる実態に対応するものであった。

1943（昭和18）年12月現在での養護学級設置状況¹⁹⁾によれば、長崎県内の公立中学校（長崎市を含む）での設置校は5校（全国合計17校）、学級数は10学級（全国合計30学級）、生徒数は478人（全国合計1,536人）で、全国1位で全国の約3分の1を長崎が占めていた。同じく公立高等女学校（長崎市を含む）における養護学級設置状況は、長崎県が設置校5校（全国合計16校）、学級数13学級（全国合計35学級）、生徒数655人（全国合計1,538人）で中学校と同様に全国の約3分の1を占めて第1位であった。長崎市内の公立中学校・高等女学校を特定できないが、長崎県は中等学校における養護学級の設置校数・学級数・生徒数において突出していた。しかし、これらの養護学級は、敗戦とともに雲散霧消した。

6. おわりに—まとめと今後の課題—

本研究により、戦前の長崎県における知的障害・病弱関係の教育の一端が長崎市を中心に解明され、特に病弱教育関係で従来にはない新しい知見を得ることが出来た。今後の長崎県障害児教育史研究（戦前編＝近代編）の課題は、①1920年代における長崎市の佐古小と勝山小の「特別学級」に関するより実証的な解明、②本研究が除外した長崎市以外の長崎県知的障害・病弱教育を解明すること（特に佐世保市）、③肢体不自由者の教育についても困難を伴うが何らかの解明をしていくこと、④私立佐世保盲啞学校に関する研究、⑤長崎県における障害児の就学猶予・免除の実態とその変遷を解明していくこと、などである。これらの研究により、『長崎県障害児教育史（近代編）』の一応の完成が期待される。

〈注〉

- 1) 増田史郎亮：長崎県精薄児教育小史「長崎大学学芸学部教育科学研究報告」第12号、23～32頁、1966年。
 - 2) 吉村寿美喜：長崎県における病弱教育のあゆみ「長崎県立桜ガ丘養護学校紀要」創刊号、15～48頁、1986年9月。
 - 3) 美島近一郎：小学校に於ける児童の落第問題（長崎県西彼杵郡教育会編『小学校長講習会講演録』所収）、189～193頁、1918年
 - 4) 拙稿：大正デモクラシー期の文部省社会教育課と特殊教育—1920年代における就学児童保護事業の成立と劣等児・低能児教育振興策の展開—「教育科学研究」第5号（東京都立大学人文学部教育学研究室発行）、49～65頁、1986年。紙幅の関係で詳記しないが、1920年代における長崎県内の特別学級設置校数・学級数・児童数についてはこの論文所収の表3（60頁）の長崎県の欄を参照されたい。
 - 5) 「東洋日の出新聞」1924年2月21日付（2面）の「特殊児童研究会」と「長崎新聞」1924年2月22日付夕刊（1面）の「特殊児童教育調査会」の両記事より。
 - 6) 「長崎新聞」1924年2月13日付（2面）と同紙1924年2月13日付夕刊（1面）の「教育聯合会」関係記事より。
 - 7) 「東洋日の出新聞」1924年2月27日付（1面）の「不就学児童保護教養、文部省に委員会」の記事より。記事では、「自治力」となっているが、誤植と判断し「自活力」と訂正した。
 - 8) 「長崎市公報」第44号1925年1月25日（4頁）より（長崎県立図書館所蔵）。
 - 9) 「長崎新聞」1925年4月18日付（1面）の記事「特殊児童試験の授業」より。
 - 10) 市川庄次郎：特殊児童教育施設状況（其四）「学校衛生」第6巻第7号、522頁、1926年7月
 - 11) 「長崎新聞」1926年9月22日付（2面）に掲載された記事「特殊児童、学力遅滞やら精神薄弱社へ、新教育を施す勝山校（上）清水主任訓導談」より。
 - 12) 辻豊・谷口トキ子：養護学級経営記「長崎教育」第481号、65～74頁、1936年10月
 - 13) 「長崎日日新聞」1936年11月25日付夕刊（1面）の記事「佐古校の表彰祝賀会」より。
 - 14) 「長崎日日新聞」1936年12月3日付夕刊（1面）の記事「養護学校建設、映画教育の実現、長崎市教育会補助申請」より。
 - 15) 川崎政太・松林要人・時枝茂：脊柱異常児に関する調査「学校衛生」第16巻第7号、437～446頁、1936年7月
 - 16) 佐古小学校の研究発表会「長崎教育」第494号、135～136頁、1937年12月
 - 17) （雑報）学校衛生奨励金の交付「学校衛生」第19巻第1号、71～72頁、1939年1月
 - 18) 長崎市学務課：長崎市夏季養護学園施設概要報告「学校衛生」第22巻第9号、523～533頁、1942年9月
 - 19) 「学校衛生」第24巻第4号（1944年4月）掲載の「中等学校における養護学級並に養護婦設置状況」（34～35頁）より。
- （付記）本研究は、日本特殊教育学会第37回大会（於・北海道大学、1999年9月16日）において発表した「長崎県障害児教育史研究（第Ⅴ報）—戦前の特別学級を中心に—」（『日本特殊教育学会第37回大会発表論文集』239頁）を土台に、『新長崎市史』第Ⅲ巻（近代編）の教育分野（障害児教育）の基礎研究として病弱教育（養護学級）関係を新たに加えて修正・加筆したものである。